情報公開用文書

西暦　2025　　年　11　月　17 日作成 第　1　版

実施内容	放射線管理区域内での輸液ポンプ・シリンジポンプの使用について
対象患者	当院の放射線管理区域内での検査や処置、治療を受ける患者さん
実施期間	承認後から永続的に使用
概要	**【目的・意義】** 輸液や血管内への薬剤の投与が必要な場合、輸液量や薬剤の注入スピードを管理するために輸液ポンプやシリンジポンプを用いることがあります。輸液ポンプやシリンジポンプは、放射線が照射されることで誤作動や破損を起こす可能性があり、放射線を用いて診療をおこなう放射線管理区域内での使用は禁止されています。 しかし、投与する薬剤や病状によっては、放射線管理区域内でも、輸液ポンプやシリンジポンプを使用した方が望ましいと考えられる場合もあります。そのような場合には、放射線管理区域内でも、輸液ポンプやシリンジポンプを使用して、輸液や薬剤の投与をします。 **【予想される不利益と対策】** 放射線が照射されることで輸液ポンプやシリンジポンプが誤作動や破損を起こすことは、きわめて稀です。 放射線管理区域内の診療中に輸液ポンプやシリンジポンプのエラーが生じた場合には、医療スタッフが適切に対応します。なお、中性子線が発生する陽子線治療室内で使用する場合には、担当医が個別に説明いたします。

当院の未承認新規医薬品等を評価する委員会において承認を受けた上記の治療について、対象者となられる方から同意をいただくことにかえて、病院ホームページにて情報を公開することにより実施しております。 本件について同意できない場合、この内容に関して拒否される場合やご質問がある場合は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。 なお、同意できないと連絡をいただいた場合においても、添付文書の定める範囲内での使用では安全に医療を提供できないと担当医が判断したとき、再度ご説明させていただくことがあります。

問合せ先および適応外使用を拒否する場合の連絡先：〒411-8777 静岡県駿東郡長泉町下長窪 1007 番地
静岡県立静岡がんセンター　RMQC 室（医療の質・安全管理室）　電話番号：055－989-5222（代表）
または、担当医に直接お申し出ください。